

平成21年度「岡山・倉敷まちづくり協議会」

日 時 平成22年3月30日（火）午後2時～
会 場 岡山市役所議会棟 第1会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事 (1)規約の改正について

(2)会長・副会長の選任について

(3)連携項目について

3 閉 会

岡山・倉敷まちづくり協議会規約の改正について

岡山・倉敷まちづくり協議会規約を次のように改正する。

岡山・倉敷まちづくり協議会規約（案）

（設置）

第1条 岡山市と倉敷市とは、各行政分野で連携を強め、相互に高め合い、補い合いながら、行政を効率的かつ安定的に運営することにより、市民サービスの質を向上させるため、岡山・倉敷まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 協議会の委員は、1市につき3人とし、各市長が職員の中から指名する。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、会長の判断により、書面による表決をもって会議に代えることができる。

（関係職員等の出席）

第5条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人の出席を求めることができる。

（幹事）

第6条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、構成市の企画担当課長をもって充てる。

（幹事会）

第7条 幹事会は、幹事及び担当職員をもって構成し、協議会の運営に必要な事項及び協議会より委ねられた事項について審議する。

2 幹事会は、必要に応じて開くものとし、会長市の幹事が招集する。

3 幹事会の議長は、会長市の幹事をもって充てる。

(部会)

第8条 協議会の協議を専門的かつ効果的に行うため、部会を置くことができる。

2 部会の名称、協議事項、運営等については別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、会長の属する市の企画担当部門に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員の合議により定める。

附 則

この規約は、平成15年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

新旧対照表

旧	新
(委員) 第2条 協議会の委員は、1市につき4人とし、各市長が職員の中から指名する。	(委員) 第2条 協議会の委員は、1市につき <u>3</u> 人とし、各市長が職員の中から指名する。
(会長) 第3条 協議会に会長を置く。 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。	(会長及び副会長) 第3条 協議会に <u>会長及び副会長</u> を置く。 2 <u>会長及び副会長</u> は、委員の互選によりこれを定める。 3 <u>会長及び副会長</u> の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 <u>5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。</u>
(会議) 第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。	(会議) 第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、会長の判断により、書面による表決をもって会議に代えることができる。</u>
(幹事) 第6条 協議会に幹事を置く。 2 幹事は、構成市の企画担当課長をもって充てる。	(幹事会) 第7条 幹事会は、幹事及び担当職員をもつて構成し、協議会の運営に必要な事項及び協議会より委ねられた事項について審議する。 2 幹事会は、必要に応じて開くものとし、会長市の幹事が招集する。 3 幹事会の議長は、会長市の幹事をもって充てる。
(部会) 第6条 協議会の協議を専門的かつ効果的に行うため、部会を置くことができる。 2 部会の名称、協議事項、運営等については別に定める。	(部会) 第8条 協議会の協議を専門的かつ効果的に行うため、部会を置くことができる。 2 部会の名称、協議事項、運営等については別に定める。
(事務局) 第7条 協議会の事務局は、会長の属する市の企画担当部門に置く。	(事務局) 第9条 協議会の事務局は、会長の属する市の企画担当部門に置く。
(その他) 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員の合議により定める。	(その他) 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員の合議により定める。

○連携項目整理案

現行連携項目		整理方針(案)
1 公壳物件合同公壳事業	廃止	
2 滞納市税等合同徴収事業	廃止	
3 税務職員合同研修会	事業統合による廃止	
4 コンビニ等を利用した市税収納委託	廃止	
仮 滯納整理関係事業	廃止	方向性を検討しながら継続
5 人権啓発関係連携業務	廃止	・(新)「赤ちゃんの駄足」の設置
6 各種システム共同開発事業	廃止	・保育所の広域入所
7 乳幼児育成支援事業	継続	
8 介護保険業務	完了	
9 レセプト点検専門員・職員合同専門研修	廃止	
10 医療安全相談等事業	完了	・観光キャラクターペーン
11 保健所検査機能向上のための相互交流	継続	イベント情報発信の連携
12 職員の相互交流	継続	・(新)ケーブルテレビを活用した広報
13 産業振興の連携	廃止	・広報紙の紙面交流
14 観光キャラクターペーン事業	継続	
15 広報紙の紙面交流	廃止	3 環境分野
16 情報教育用コンテンツ整備	継続	環境保全対策に関する連携
17 教職員合同研修事業	廃止	・統一ノーマイカーデー
18 文化面での連携事業	継続	4 人権分野
19 環境保全対策に関する連携	継続	人権啓発に関する連携
20 火災予防条例等の統一化	完了	
21 危険物給油取扱所に係る審査基準の統一化	完了	※「文化面での連携事業」は、その事業内容が現状では
22 消防相互応援訓練の実施	完了	イベント情報発信の連携であるため、「文化・観光分野」の「イ
23 緊急用資材の共同運用業務	完了	ベント情報発信の連携」に含む。
24 国体広報・市民運動事業	完了	

今後の連携項目(案)

1 保健・福祉分野	保健所機能の連携
	・保健所検査機能向上のための相互交流
	・保健師、食品監視員の相互交流
子育て環境の向上の連携	
	・(新)「赤ちゃんの駄足」の設置
	・保育所の広域入所
2 文化・観光分野	観光客誘致の連携
	・観光キャラクターペーン
3 環境分野	環境保全対策に関する連携
	・統一ノーマイカーデー
4 人権分野	人権啓発に関する連携
	・人権啓発冊子の共同作成

岡山・倉敷まちづくり協議会規約

(設置)

第1条 岡山市と倉敷市とは、各行政分野で連携を強め、相互に高め合い、補い合いながら、行政を効率的かつ安定的に運営することにより、市民サービスの質を向上させるため、岡山・倉敷まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会の委員は、1市につき3人とし、各市長が職員の中から指名する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の判断により、書面による表決をもって会議に代えることができる。

(関係職員等の出席)

第5条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人の出席を求めることができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、構成市の企画担当課長をもって充てる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、幹事及び担当職員をもって構成し、協議会の運営に必要な事項及び協議会より委ねられた事項について審議する。

- 2 幹事会は、必要に応じて開くものとし、会長市の幹事が招集する。
- 3 幹事会の議長は、会長市の幹事をもって充てる。

(部会)

第8条 協議会の協議を専門的かつ効果的に行うため、部会を置くことができる。

2 部会の名称、協議事項、運営等については別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、会長の属する市の企画担当部門に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員の合議により定める。

附 則

この規約は、平成15年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年3月30日から施行する。